

(1) 和光都市計画 生産緑地地区の変更について

# 第 86 回和光市都市計画審議会

## 和光都市計画 変更概要

### (1) 生産緑地地区の変更 . . . . . 2

- 生産緑地地区の解除等による地区数及び面積の減少

変更前：151 地区 約 37.85 ha

↓ (地区数：1 地区 減、面積：約 0.15 ha 減)

変更後：150 地区 約 37.70 ha

# (1) 生産緑地地区の変更

## 【変更前の生産緑地地区】

151 地区 約 37.85ha

## 【変更理由】

- ①買取申出による行為制限の解除による
- ②土地の整形化のための土地の交換及び地積更正による



和光都市計画生産緑地地区の変更（和光市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第111号を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
第111号生産緑地地区	約0.23ha	変更概要図参照

- 2 都市計画生産緑地地区中第135号生産緑地地区を廃止する。

名 称	面 積	備 考
第135号生産緑地地区	約0.16ha	変更概要図参照

理 由

法第3条の要件を満たす区域の変更及び法第14条の規定に基づく行為制限の解除により都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

新旧対照表

	名 称	面 積	備 考
新	第 1 1 1 号生産緑地地区	約 0. 2 3 ha	
旧	第 1 1 1 号生産緑地地区	約 0. 2 2 ha	
新	廃 止		
旧	第 1 3 5 号生産緑地地区	約 0. 1 6 ha	

## 変更概要書

名 称	変更の内容
第 1 1 1 号生産緑地地区	土地の整形化のための土地交換及び地積更正が行われた。 面積及び区域の変更 面積約 0.22ha から約 0.23ha に変更する。
第 1 3 5 号生産緑地地区	法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。 地区の廃止 面積約 0.16ha を廃止する。

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定）に基づき、和光都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

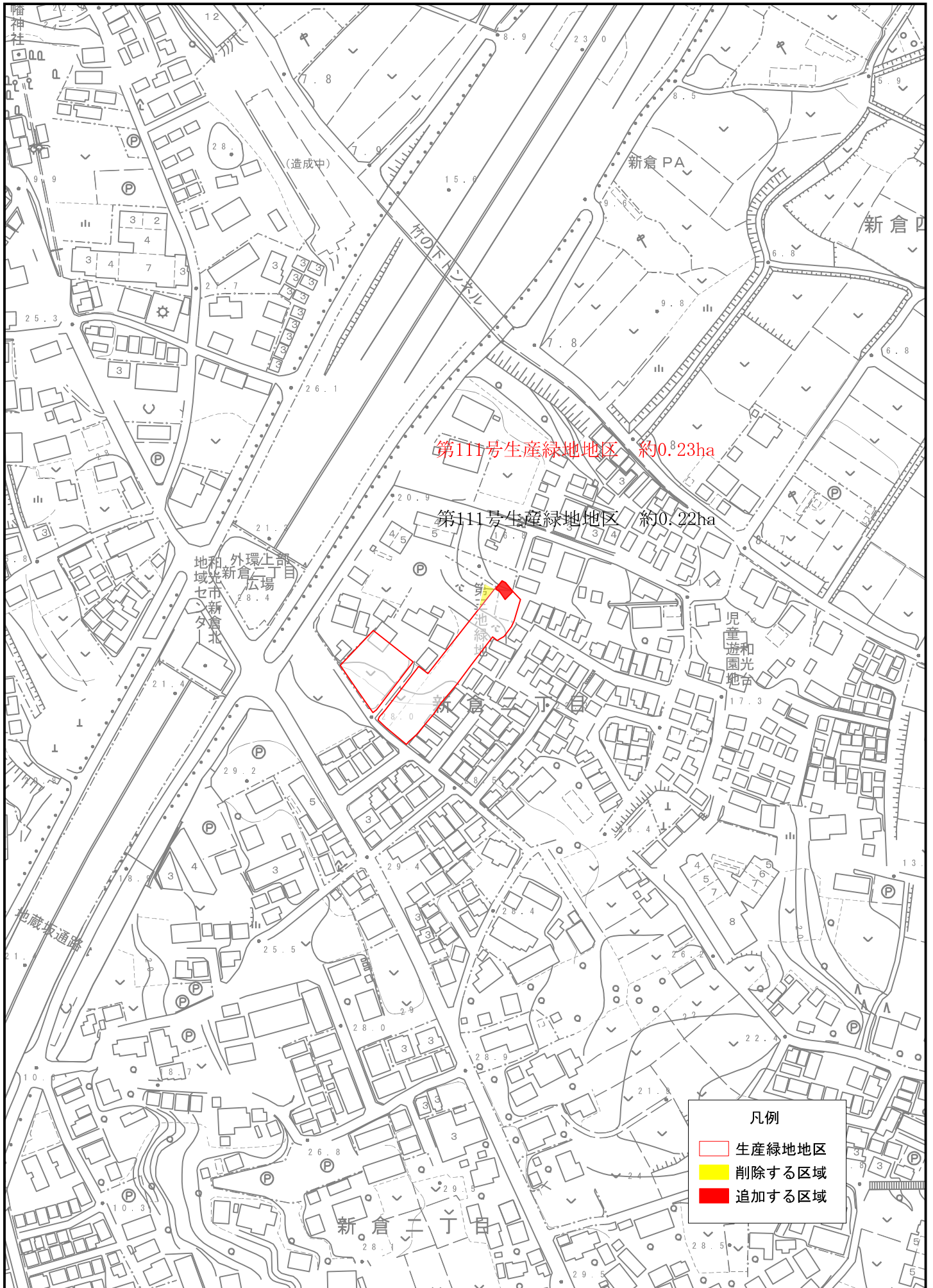
## 1 和光都市計画における位置等

和光都市計画生産緑地地区第111号、第135号

## 2 決定（変更）の必要性及び内容

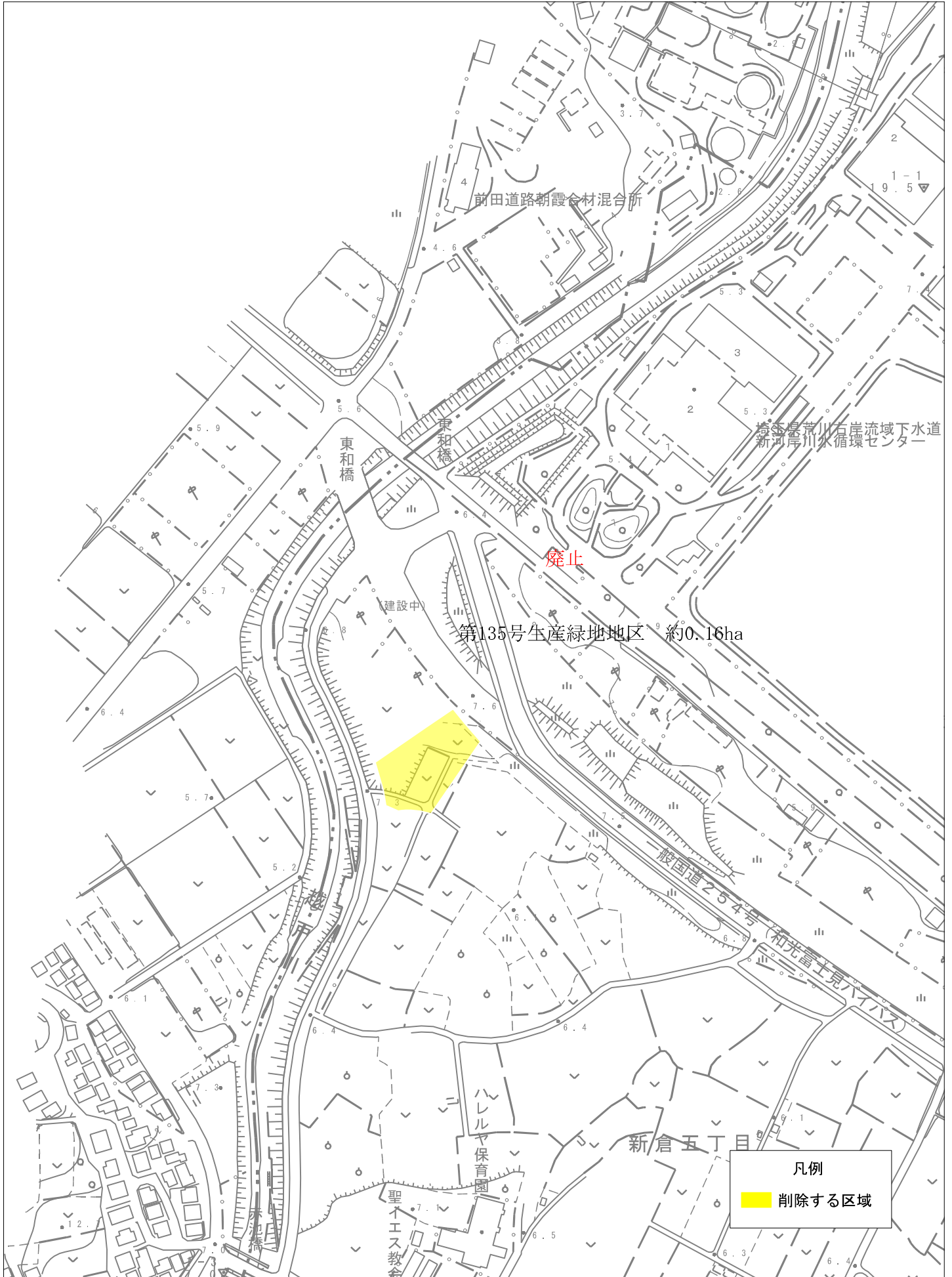
- (1) 和光都市計画生産緑地地区第111号において、地区を整形化するために、隣接地の土地と交換を行いたいとの申出があり、緑地機能が増進すると判断されたので、面積及び区域の変更を行う。
  
- (2) 和光都市計画生産緑地地区第135号生産緑地地区において、生産緑地法第10条に基づき、主たる従事者の故障による買取申出が行われ、同法第14条の規定に基づく行為制限の解除があったので、地区を廃止する。

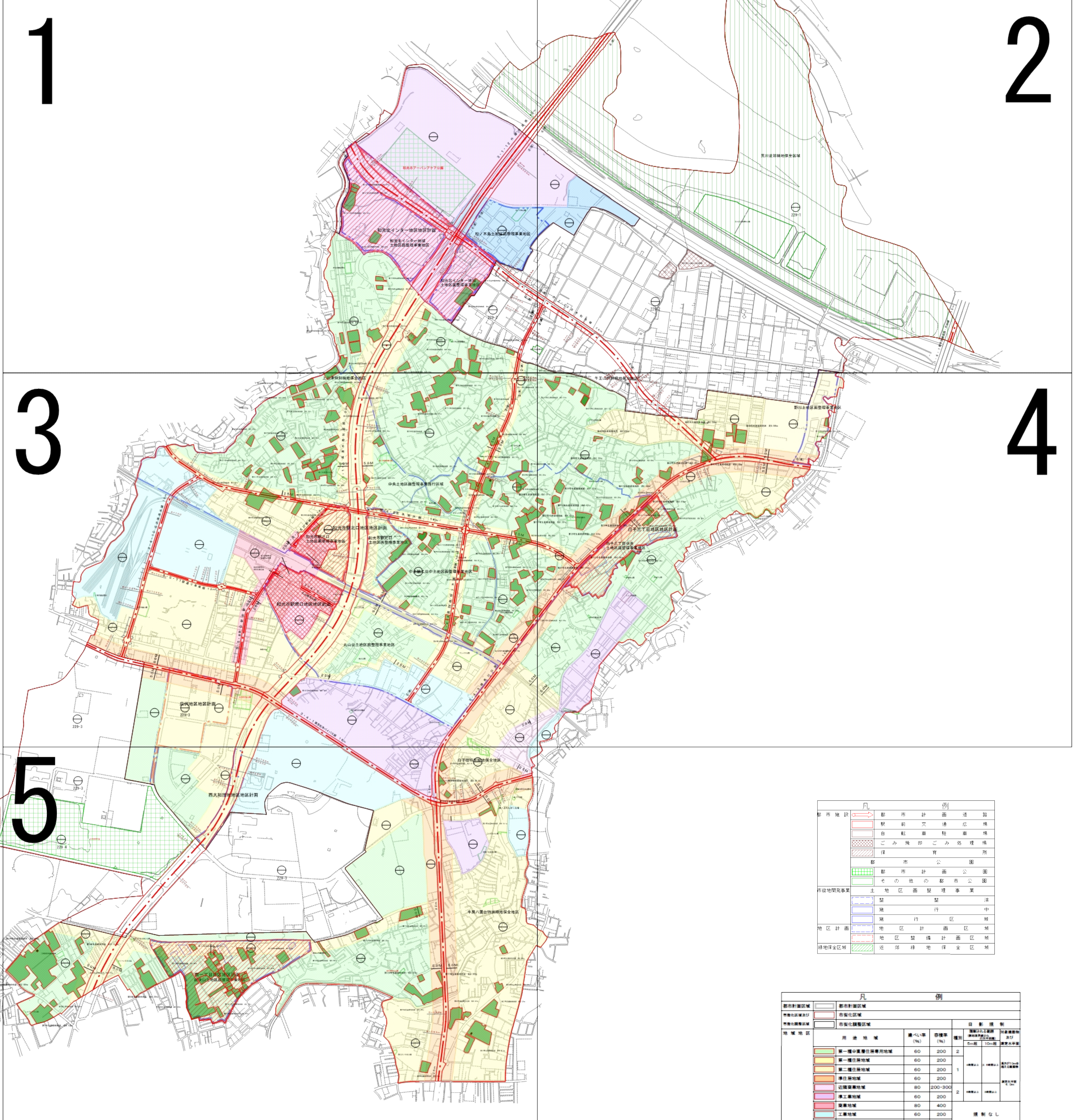
# 変更概要図





# 変更概要図





**凡例**

都市施設	都市計画道路
	駅前交通広場
	自転車駐車場
	ごみ焼却ごみ処理場
	庁舎
	都市公園
	都市計画公園
	その他の都市公園
市外地区	土地区画整理事業
	整地
	整理済
	施行区域
	地区計画区域
	地区整備計画区域
緑地保全区域	都市緑地保全区域

**凡例**

用途地域	中心率 (%)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	高さ制限 (m)	日照時間
第一種住居地域	60	200	2	12	2時間以上
第二種住居地域	60	200	1	12	2時間以上
準住居地域	60	200		12	2時間以上
近隣商業地域	80	200-300	2	12	2時間以上
準工業地域	60	200	2	12	2時間以上
工業地域	80	400		12	2時間以上
工業専用地域	60	200		12	2時間以上
防災地域	60	200		12	2時間以上
特別緑地保全区域					

# 総括図

**凡例**

<span style="color: green;">■</span>	生産緑地地区
--------------------------------------	--------